

会 議 録

会 議 の 名 称	第 1 回枚方市立総合福祉会館指定管理者選定委員会
開 催 日 時	令和 7 年 7 月 3 日 (木) 開始時刻 14 時 00 分 終了時刻 15 時 16 分
開 催 場 所	W e b 会議 (枚方市役所別館 4 階 特別会議室)
出 席 者	会 長：明石 成司委員 副会長：中川 恵子委員 委 員：安藤 幸委員、三木 恵美委員、安田 誠人委員
欠 席 者	なし
案 件 名	(1)会長、副会長の選任について (2)委員会の運営について (3)枚方市立総合福祉会館指定候補者選定について ①枚方市立総合福祉会館の施設の概要及び管理運営状況について ②枚方市立総合福祉会館指定管理者募集要項、基本仕様書について ③枚方市立総合福祉会館指定管理者選定基準について (4)プレゼンテーションの実施方法について (5)その他
提出された資料等の 名 称	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 1 諮問書 (写し) ・資料 2 委員名簿 ・資料 3 枚方市立総合福祉会館の施設の概要及び管理運営状況について ・資料 4 枚方市立総合福祉会館指定管理者募集要項 (案) ・資料 5 枚方市立総合福祉会館管理運営業務基本仕様書 (案) ・資料 6 枚方市立総合福祉会館指定管理者選定基準 (案) ・資料 7 第 2 回枚方市立総合福祉会館指定管理者選定委員会の進行について ・資料 8 枚方市立総合福祉会館設置条例 ・資料 9 枚方市立総合福祉会館設置条例施行規則 ・資料 10 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 (抜粋) /枚方市情報公開条例 (抜粋) ・資料 11 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例 ・資料 12 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則 ・資料 13 地方自治法 (抜粋・第 244 条の 2)

決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・会長に明石委員を、副会長に中川委員を選任することを決定。 ・会議は非公開、会議録は作成の上、本委員会答申後の公開とすることを決定。 ・委員会へ提出された資料は、本委員会答申後に公表することを決定。 ・募集要項（案）、管理運営業務基本仕様書（案）、選定基準（案）について原案どおりとすることを決定。 ・次回の本委員会でのプレゼンテーションの実施及び実施方法を決定。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	<p>非公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枚方市情報公開条例第5条第6号の規定による非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	本委員会答申後に公表
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 (事 務 局)	健康福祉部 健康福祉政策課
審 議 内 容	
発 言 者	発言内容
事 務 局	<p>それでは、ただ今から、第1回枚方市立総合福祉会館指定管理者選定委員会を開会します。</p> <p>本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>まず、本日、本委員会に対し枚方市長から諮問書が提出されております。</p> <p>皆様にも、資料1として、その写しをお配りしております。</p> <p>本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして、調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、枚方市長の諮問に応じ、申請団体・事業者が提案してまいります事業計画書等の内容について、管理運営に当たっての費用・効果・管理能力等、総合的に各申請団体を比較検討し、委員会で評価いただくことにより、最も得点が高い団体を指定候補者としてご答申いただくものでございます。</p> <p>本日を第1回とし、ご答申をいただきますまで、全3回、ご審議をいただく予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、本日の出席委員は5名で、全員のご出席をいただいております。本日の会議が成立している旨、ご報告いたします。</p> <p>それでは、次に、配付資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日の資料は、資料1から資料13、参考資料1から参考資料5となります。</p>

＜案件（１）会長、副会長の選任について＞	
事 務 局	<p>本委員会には、条例の規定により、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を各１名置くこととなっています。</p> <p>事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例にならい、適宜、法的、また、財務的な事項にご留意いただきながら、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして、活発なご議論をお願いしたいと考えておりまして、そうした観点から、会長を弁護士の明石成司委員に、副会長を税理士の中川恵子委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ご異議がなければ、承認の挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">＜全員挙手＞</p> <p>よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、会長に明石成司委員、副会長に中川恵子委員を選任いただくことをご承認いただきました。</p> <p>それでは、会長、副会長より、一言ごあいさつをいただきたいと思います。</p>
会 長	<p>ただいま、本選定委員会の会長に選任いただきました明石でございます。</p> <p>本委員会は、指定候補者の選定を適正に行うため、「枚方市立総合福祉会館指定管理者選定委員会」として、必要な調査、審議及び答申をするために構成されたものでございます。会議進行に当たりましては、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。以上、簡単ですが、ごあいさつとさせていただきます。</p>
副 会 長	<p>ただいま、本委員会の副会長に選任いただきました中川でございます。</p> <p>明石会長を補佐し、会務の円滑な進行に努力いたしますので、ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>それでは、以降の進行につきましては、明石会長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、委員会を進めてまいりたいと思います。</p> <p>まず、「案件（２）委員会の運営について」を議題とします。</p> <p>本件について、事務局の説明を求めます。</p>
＜案件（２）委員会の運営について＞	
事 務 局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>今後、本委員会を進めるに当たり、まず、・会議の公開・非公開、次に、・会議録の作成方法と公表・非公表次に、・会議資料の公表・非公表、の３点について、ご決定いただきたいと考えております。</p> <p>資料１０「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」（抜粋）をご覧ください。</p> <p>この規程は、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第３条の網掛け部分ですが、本市では、審議会の会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載をしております第１号から第３号のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる旨を規定しております。</p>

	<p>また、その下の第2項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。</p> <p>事務局としましては、これ以降、本委員会でご議論いただく内容については、この第3条の第2号、枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれるものと考えております。具体的には、次のページをご覧ください。</p> <p>本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本委員会では、この第5条第6号に該当する情報を審議するものと考えており、会議を「非公開とすることができる」ものと考えております。恐れ入りますが、前のページにお戻りください。</p> <p>次に、会議録の作成についてでございますが、規程の第6条第4項にありますように、審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆様が発言内容について、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし、発言者名につきましては個人名を記載せず、単に会長、副会長、委員と表記させていただいてはどうかと考えております。なお、事務局としましては、会議録については事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で、答申をいただいた後、公表する取り扱いとしていただいております。</p> <p>最後に、委員会の提出資料についてでございますが、こちらにつきましては、ただいまご説明しました会議録と同様に、枚方市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるものとして、答申をいただいた後に公表する取り扱いとしていただいております。</p> <p>ただ、資料のうち、委員名簿につきましては、本市では公表している現状がございますことから、資料2に記載されている程度で、委員名とご職業を公表させていただいております。</p> <p>なお、応募者が委員に接触した場合は、その応募者を失格とする要件を設定しております。以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただいま、事務局から委員会の公開等に関する説明がありましたが、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたらお伺いします。いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">＜意見等なし＞</p> <p>ご質問、ご意見等もないようですので、それでは、お諮りします。</p> <p>本件について、まず、委員会の会議は非公開とし、次に、会議録の作成方法は全文筆記かそれに近い要約筆記とし、会議録と委員会の提出資料は本委員会の答申後に公表とすることにご異議ありませんか。</p> <p>よろしいでしょうか。ご異議なければ挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">＜全員挙手＞</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>

	<p>よって、本件については、ただいま申し上げたとおりに決定します。</p> <p>本日、傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。</p>
事務局	傍聴者はいません。
会長	それでは、次に、委員会の日程等について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>参考資料1「指定管理者選定委員会の開催日程（案）」をご覧ください。公募により選定を行っていただく本委員会につきましては、十分な調査、審議を行っていただくため、3日間の日程で開催いただいております。本日は、第1日目として枚方市立総合福祉会館の指定候補者の選定に向けて、資料4「募集要項（案）」・資料5「基本仕様書（案）」・資料6「選定基準（案）」について、委員の皆様からご意見をいただいた上で、決定していきたいと考えております。なお、本日の委員会で募集要項等をご確認いただき、本市においてその内容を確定いたしますと、7月10日からホームページ等で配布を行い、説明会、質疑応答などを経まして、8月4日から、応募書類の受付を行う予定となっております。申請受付後は、事務局において提出書類の確認等を行った後、委員の皆様にもメール等で申請状況等を報告の上、郵送で申請書類一式を送付させていただきます。お手元に届きましたら、申請書類をご確認いただき、第2回委員会でのプレゼンテーションに備えていただけたらと思います。続きまして、第2回の委員会では、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、第3回の委員会で評価結果をご確認いただきまして、委員の皆様の合議の上、ご答申をいただきたいと考えております。</p> <p>次に、指定管理者制度の概要、また、本委員会の役割等について、ご説明させていただきます。参考資料2「指定管理者制度の概要等について」をご覧ください。まず、「1. 指定管理者制度の概要」でございます。指定管理者制度は、従前、管理委託制度として、公共的団体や市の出資法人に限ってきた「公の施設」の管理運営にかかる委託先について、民間事業者等に門戸を広げるものとして、平成15年の地方自治法改正によって創設された制度です。本市においても、住民サービスの向上、また、より効率的・効果的な施設の管理運営を図るための一つの形態として、現在、17施設61箇所において、指定管理者による運営を行っております。次に、資料の下段にまいりまして、指定管理者選定委員会でございますが、指定管理者となる候補者について、申請されてきた団体が適当かどうか、ご審査、ご決定いただき、枚方市長に答申していただくものでございます。本市におきましては、資料に記載のとおり、対象施設ごとに、5名体制で合議体を構成するものとしております。</p> <p>次のページをご覧ください。本委員会の諮問対象である「枚方市立総合福祉会館」の選定内容について、記載しております。上からまいりまして、まず、本施設の選定方法といたしましては、指定管理者を「公募」することとしております。次に、指定管理期間につきましては、本市では指定管理期間を原則5年としており、枚方市立総合福祉会館につきましても、5年間としております。次に、指定管理料・利用料金制の別につきましては、指定管理料によるものとしております。指定管理者は、本市から支出する委託料をもって、施設の管理運営を行うものとなります。この点については、5年前に、</p>

	<p>枚方市立総合福祉会館の指定管理者を選定した際と同様となります。以上が、本施設の選定に際しての、基本的な事項でございます。事務局からは以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局からの説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたら伺いします。いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">＜意見等なし＞</p> <p>ご意見等ないようですので、それでは、次の案件に移ります。</p> <p>「案件（３）の①枚方市立総合福祉会館の施設の概要及び管理運営状況」について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>＜案件（３）①枚方市立総合福祉の施設の概要及び管理運営状況について＞</p>	
事 務 局	<p>本施設は、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入しており、指定管理者が管理運営業務を行ってきました。施設の概要としまして、平成 10 年 8 月に開設した施設で、</p> <p>主な施設内容は研修室をはじめとした貸室に加え、保育室や温水プールを備えた施設でございます。休館日は毎月第 2 日曜日及び年末年始でございます。温水プールは、これに加え毎週火曜日を休みとしています。開館時間は午前 9 時から午後 10 時まで、午前・午後・夜間の 3 区分で貸室を行っています。また、温水プールは午前 10 時から午後 8 時 30 分まで利用できます。</p> <p>次に管理運営状況ですが、資料には 3 カ年の利用状況を記載しています。</p> <p>全体の利用率としてましては、3 カ年平均で約 59%程度となっています。</p> <p>裏面をご覧ください。次に収支状況ですが、収入の部については、指定管理料の他に事業収入としまして、水泳教室や福祉講座の参加料が含まれています。その他収入として、指定管理者以外の事業者からの光熱水費等の負担金として計上しています。次に支出ですが、人件費をはじめとして、委託料、光熱水費、修繕費などを計上しています。収支差額は 3 年間においては、ばらついた結果となっており、（３）差額の推移のとおりとなっています。</p> <p>これは、主に光熱水費が要因と考えており、令和 5 年度においては、設備故障より長期間において施設の利用休止があったため、光熱水費の使用自体が減ったこと、令和 6 年度においては光熱水費の高騰の影響を受けたためであると考えております。以上、資料 3についての説明とさせていただきます。</p>
会 長	<p>ただいま説明のありました内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">＜意見等なし＞</p> <p>ご意見等ないようですので、それでは、次に移ります。「案件（３）の②枚方市立総</p>

	合福祉会館指定管理者募集要項、基本仕様書について」を議題とします。本件について、まず、事務局の説明を求めます。
＜案件（３）②枚方市立総合福祉会館指定管理者募集要項、基本仕様書について＞	
事務局	<p>はじめに、資料４「募集要項（案）」をご覧ください。「１．対象施設」は、枚方市立総合福祉会館（ラポールひらかた）です。枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターとの複合施設となっており、延床面積については、総合福祉会館の指定管理者が管理する範囲を表しています。なお、デイサービスセンターには、別の指定管理者が指定されています。管理する敷地の範囲及び建物の範囲については、別途資料の「管理敷地図」及び「建物区分図」のとおりとします。資料４にお戻りください。「２．業務の範囲・内容」を記載しています。業務は、全部で１２種類ございます。その他、本施設は市の福祉避難所として指定されていることから、緊急時・災害発生時に市が開設の必要があると判断した際には福祉避難所として使用するため、その際は市に協力することを明記しています。次に、「４．指定の期間」でございますが、令和８年４月１日から５年間となっております。次に、「５．提案上限額」についてですが、指定期間内における指定管理料合計としまして、８億８,５３９万８千円を計上しています。本提案上限額には、消費税及び地方消費税が含まれています。今回の指定管理者募集にあたり、調査基準価格を設定しています。これを下回る提案額での申請があった場合は、その提案額により適正な業務履行が可能か否かについて、申請者から調査書類の提出を求めることなどにより、指定管理者選定委員会において審査するものとします。</p> <p>なお、この調査に際しては、数値的判断基準値として、申請者の提案額（提案上限額を下回るもの）の平均×８５％を設けるものとし、当該提案額が数値的判断基準値を下回った場合は、失格とします。詳細は、次の案件の選定基準のところでご説明します。指定管理料による評価と提案内容による評価の割合については４：６とします。</p> <p>この提案上限額についての算出根拠については、参考資料３「総合福祉会館指定管理料上限額の算定根拠」をご覧ください。</p> <p>「１．期間・上限」にて記載しておりますとおり、５年間での指定管理料上限額としては、８億８,５３９万８千円としております。また、各年度の積算金額についても記載のとおりです。続いて、「２．積算根拠」をご説明いたします。次ページをご覧ください。</p> <p>（１）人件費は、現指定管理者の令和６年度実績額による令和７年度決算見込額を基準に、過去３か年の平均上昇率を参考として合計１億５,１２７万３千円を算出しております。続いて、（２）業務委託費についてです。各業務については、人件費の占める割合が多いことから（１）人件費と同様の積算根拠とします。また一部の物件費にかかる費用については、物価上昇率を参考に算出し、合計５億１,０５８万２千円を算出しております。</p> <p>（３）修繕料についてです。修繕料については、現指定管理者が負担する修繕費を「１件３０万円未満」のものとしておりましたが、「１件あたり５０万円未満」に変更し、年度ごとに４３０万円でご算出しております。（４）事務経費についてです。現指定管理者の令和３年度から令和６年度の平均額に、物価上昇率を参考として４,３１６万８千円を算出しております。次ページの（５）光熱水費についてです。後で説明いたしますＥＳＣＯ事業による影響を反映し電気使用料については、令和１０年度以降は市が負担するもの</p>

とし、合計1億7,489万8千円を算出しております。(6)施設内事業者による負担金など指定管理収入についてです。本施設は施設内に複数の事業者が事務所を構えています。光熱水費など、各事業者が負担すべき費用は指定管理者にて徴収を行うことから、指定管理料の算出からは除くものです。

以上の積算根拠に基づき、指定管理料の上限額を設定しております。

恐れ入りますが、資料4「募集要項(案)」の3ページにお戻りください。「6. 本施設内に事務所を構える事業所等」について、①のデイサービスセンターの他、⑥までの事業所が施設内にあること、また、「7. 行政財産目的外使用許可の取扱い」について記載しています。4ページをご覧ください。「11. 提案にあたっての確認事項」ですが、提案にあたっては、本募集要項、基本仕様書、会館条例及び同施行規則に定める事項等を満たす内容であることを前提とした上で、以下、表に記載しております全部で36項目の視点の確認を行います。提案における視点については、次の案件の者選定基準の中でご説明いたします。続きまして、5ページの下段をご覧ください。ここでは、「12. 管理運営にあたっての条件」を記載しております。当該施設は障害者、高齢者等に対する福祉サービスの充実を図るとともに、市民の福祉活動を推進するため会館条例に基づき設置されたもので、指定管理者には、当該施設の特性を十分考慮するとともに、提案に対しての条件を付しています。主に貸室や講座実施、温水プールに関する記事を記載しています。6ページをご覧ください。「14. 経理に関する事項」を記載しております。光熱水費の取り扱いについて変更がございますので、7ページの(5)光熱水費の取り扱いをご覧ください。光熱水費は指定管理者の負担と考えておりますが、市では「ひらかたゼロカーボン推進事業(効率的なエネルギー調達と再生可能エネルギー導入)」を進めており、電気料金については、令和10年度以降は市が支払いを行う旨を記載しています。なお、水道料金・ガス料金については、令和10年度以降も指定管理者の負担とします。9ページをご覧ください。(10)では、指定管理事業と自主事業の区分および経費の考え方について記載しています。10ページ、「15. 申請者の資格」をご覧ください。申請者の資格は、次の要件を充足する会社法・民法等上の法人等、若しくは複数の法人等が構成するグループ(JV)であることとします。また、申請時において、本施設の延床面積の5割程度となる4,709㎡以上の公の施設の管理運営事業の実績を有していること。また、JVについては、グループ(JV)を構成する法人の実績を合わせて条件を満たせば可とします。その他資格要件は資料に記載のとおりです。11ページをご覧ください。「16. 指定管理者の義務」として、公平かつ公正な施設の利用や秘密保持義務など、11ページから13ページにかけて、16の項目にわたって、遵守すべき内容や対応を記載しています。13ページの「17. 提出書類」をご覧ください。提出書類については、指定申請書をはじめ、事業計画書を制限枚数以内で用意してもらうほか、収支予算書などを提出してもらい、当該施設設置目的等、管理の基準等を踏まえ本施設の管理運営を行うにあたっての基本的な考え方とその実現方策等を具体的に記入していただくこととしています。次に、15ページをご覧ください。下段に「18. 複数の法人等が構成するグループ(JV)で申請する際の留意事項」を記載しております。19の募集要項・基本仕様書・指定申請書・様式の配布及び図面類の閲覧ですが、7月10日～9月

2日の期間としております。次に16ページをご覧ください。「20. の「施設説明会及び質疑期間」のとおり、現地説明会は温水プールを除いた施設を、7月14日および17日、温水プールについては、プールの休業日である7月15日に予定しております。また、7月17日～24日12時まで質疑期間を設け、回答を8月4日14時より公開いたします。次に17ページの「22. 選定について」を、ご覧ください。(3)のプレゼンテーションについてですが、今回の選定委員会では、申請団体等からの事業計画の提案内容について、プレゼンテーションを行っていただきます。日程は、9月25日を予定しています。18ページをご覧ください。(4)の留意事項ですが②本要項に記載する提案にあたっての確認事項水準を一つでも満たしていない場合等については、失格とする場合があります。③申請団体等は、本件申請についての選定委員会委員への接触を禁じています。接触の事実が認められた場合には、失格とすることがありますなどを記載しています。

「23. 指定管理者の指定について」は、答申後に市議会に議案を提出すること等の所定の手続きに関して記載しています。19ページの「27. その他」をご覧ください。(3)枚方市立総合福祉会館ESCO事業についてとありますとおり、本総合福祉会館では新たに今年度からESCO事業に取り組んでいます。ESCO事業とは、民間事業者が持つ技術、設備、人材を包括的に活用し、施設の維持管理の効率化や環境負荷の低減、光熱水費の効果的な削減によるライフサイクルコストの低減を図るものです。令和7年度においてESCO事業の導入に関する設備の改修工事を行い、令和8年度からの指定管理期間中は省エネルギー化を図っていくこととなります。②では省エネルギー化の項目を、20ページでは、導入後の想定使用量を記載しています。

続きまして、32ページ「管理運営状況一覧表」をご覧ください。民間事業者からの意見や提案を聞くサウンディング調査において、本指定管理に参入するとした場合、これまでの仕様では人員確保が課題であるとの聞き取り結果がありました。従前では、例えば「9時から17時は3人を常駐させる」といった人員を固定させる運営体制を求めていましたが、今回の募集では、『9時から17時の間は1名以上を配置すればよい』といった業務水準いわゆる最低人数を示し、あとは民間事業者がノウハウをより活かせる性能発注方式となるように見直しをしました。また、33ページ下程の「水泳教室開催業務」においては、現行では看護師を配置、障害者(児)を対象とする場合は、さらに理学療法士あるいは作業療法士の加配を求めていました。こちらにおいても、看護師等の確保が課題といったサウンディング調査の結果を受け、資格者の配置は必ずしも求めないこととしました。しかしながら、教室受講者の安全を確保することを重要視する観点から、全ての配置職員に対し、救助方法及び応急手当に関する講習等の受講および関連する資格を取得させること、および年1回以上事故等を想定した救命救急の訓練の実施すること。また、水泳教室開催時は、既往歴の確認や血圧計・パルスオキシメーター等によるバイタルチェックの確認を行うこととしました。さらに、障害者(児)を対象とした水泳教室を開催時には、障害者スポーツ指導員、又は同等の資格を有する者1名を加配するほか、理学療法士又は作業療法士と連携した効果的な指導内容の企画や、必要に応じて、直接身体の動かし方等の助言・指導を行う水泳教室の開催を求めるなど、より一層、効果的かつ教室受講者の健康管理・安全に重きをおいた内容となっております。

続きまして、資料5の基本仕様書案をご覧ください。「1. 「指定期間」、2. 「業務の対象施設」、3. 「管理運営業務の内容」は記載のとおりです。各業務区分別の要求事項等の詳細を10ページから20ページにかけての「業務要求事項について」に記載しています。3ページ「6. 業務実施体制」にて、(2) 統括責任者（館長）を設置することとし、4ページ(3)にて従業員等に求められる資格等の事項を記載しています。「7. 自主事業の推進」にて、施設の空きスペースの活用や、障害者、高齢者の福祉に資する活動や世代間交流、地域活動の拠点となるような催事等の自主事業を実施できることを記載しています。5ページ「8. 安全管理」(2) 緊急時・災害時の対応にて、福祉避難所に指定されている総合福祉会館における対応等を記載しています。7ページ「13. 本施設内の事業所との業務関係」では、本施設内の事業所・団体との業務関係について、記載のとおり整理しています。続きまして、10ページ「業務要求事項」についてです。

(1) 「総合マネジメント業務」では、総括責任者の資格等や監督官公署等への届出など総合マネジメントに必要な事項について記載しています。11ページ(2) 「建築設備等保守管理業務」では、関係法令等に基づき、内外壁・屋上・建具等の保守点検を適切に実施し、利用者等への安全かつ快適な環境の提供を行うことや、点検による修繕対応などを記載しております。12ページ(3) 「設備運転監視業務」では、関係法令等に基づき、電気・防災・エレベーター・空調等の各種設備の安全かつ効果かつ効果的な運転制御・監視を行うことや、E S C O事業者と連携する旨などを記載しております。(4) 「保安警備業務」では、人的警備と機械警備に関する事項として頻度や時間帯について記載しています。13ページ(5) 「清掃及び衛生管理業務」では、日常的及び定期的な清掃に関する事項のほか、14ページ②衛生管理業務では、関係法令等に基づき、給排水設備の清掃や水質管理等の実施について、また③感染症対策業務について記載しています。15ページ(6) 「管理サービス業務」では、受付コーナーでの対応業務や、担当従業員の常駐時間等を、(7) 「貸室管理業務」では、利用申し込みの受け付け、許可、鍵の施錠、利用料の徴収・還付等枚方市立総合福祉会館条例及び同施行規則に基づき処理することなどを記載しています。16ページ(8) 「会館福祉事業実施業務」では、地域福祉推進のため、市民等に福祉に関する啓発等を行うための講座を開催することについて記載しております。17ページでは(9) 「温水プール施設管理運営業務」および(10) 「水泳教室開催業務」の温水プールにおける指定管理業務について記載しております。18ページ以降は(11) 「ホームページ作成・管理運営業務」、(12) 「その他必要な管理運営業務」について記載しております。

次に、(別紙1) 事業計画確認事項一覧について、補足説明させていただきます。この書類につきましては、申請団体に求める提出書類の一つとして位置付けているものでございまして、内容としましては、申請団体が提出する事業計画書の概要版的なものとなります。これら右側2列の記載内容は、申請団体自らが記載するものであり、本市は一切、手を加えませんので、あくまで申請団体の責任のもと、作成していただきます。委員の皆様にご審査いただく対象は、あくまで事業計画書そのものではありませんが、事業計画書そのものが膨大な内容となるケースもありますので、そうした意味で審査のご参考にしていただければと考えております。説明は以上でございます。

<p>会 長</p>	<p>ただいま説明のありました内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">＜意見等なし＞</p> <p>ご意見等ないようですので、本件については、ただいま説明のありましたとおりの案で了承するという事にいたします。</p> <p>それでは、次に、「案件（３）の③枚方市立総合福祉会館指定管理者選定基準について」を議題とします。本件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>＜案件（３）③枚方市立総合福祉会館指定管理者選定基準について＞</p>	
<p>事 務 局</p>	<p>この選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様へ申請団体をご評価いただく際の基準となるものでございます。</p> <p>まず、１の指定管理者選定基準の位置付け及び選定の基本的な考え方としまして、指定管理料の額のほか、申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しております。次に、２として、本委員会の審議体制について、３として、審議・評価の方法について、それぞれ記載のとおり、本委員会において、申請団体の申請書、事業計画書等を審議し、評価をご決定いただく旨を記載しております。次に、４として、選定結果の公表については、各申請団体に通知するほか、選定の概況等を市ホームページに公表する旨を記載しております。</p> <p>次に、２ページをご覧ください。ローマ数字のⅡ選定委員会における審議の内容について、ご説明します。まず、「１．内容審査」でございますが、資料の４ページ以降の事業計画に関する内容審査の表、一番左の欄の「要求事項」を単位として、５段階で評価していただきます。その後、全委員の評価を踏まえ、要求事項ごとに、選定委員会としての評価を９段階で合議によりご決定いただき、その評価に応じた乗率をかけて得点を算出します。内容審査は６０点満点としています。次に、ローマ数字のⅢ指定管理料につきましては、下記の計算式によって得点化を行うということで、申請団体から提示された指定管理料（５年間分）の合計額が、市が設定する調査基準価格が上がるにつれて減点するしくみとしております。只今説明の中で出てきました「調査基準価格」につきましては、後ほど詳しくご説明させていただきます。次に、ローマ数字のⅣ総合評価についてですが、指定候補者の選定につきましては、事業計画の内容審査（６０点満点）と、指定管理料（４０点満点）をそれぞれ得点化したものを合算し、１００点満点とする総合評価方式で行っていただいております。</p> <p>恐れ入りますが、審査、評価方法に係る考え方等の詳細につきましては、参考資料４「資料６指定管理者選定基準」に係る補足説明資料によりご説明をさせていただきたいと存じます。参考資料４をご覧くださいませでしょうか。一部、先ほどの説明と重複いたしますが、まず、指定候補者の選定に当たりましては、申請団体の提出する事業計画書の内容審査による得点６０点満点と、申請団体から提示された指定管理料の得点化による４０点満点の、合計１００点満点とする総合評価方式でございまして、内容審査につ</p>

きましては、「要求事項」を単位として、各委員による評価を評価基準に基づき5段階で行ったのち、選定委員会としての評価を9段階で、合議によりご決定いただくものとなっております。次のページをご覧ください。評価に係る具体的な手順を記載しております。行程①といたしまして、まず、申請団体から提出された事業計画書の記載内容が、本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかをご確認いただきます。資料に記載しております図は、申請団体から提出されてまいります書類の一つである「事業計画確認事項一覧」でございます。この資料を目当てに、本市の求める「確認事項」に対する提案がなされているのかをご確認いただきます。恐れ入りますが、3ページをご覧ください。行程②といたしまして、事業計画書への記載内容が本市の求める「確認事項」を満たしているかどうかについて、ご判断いただいた上で、第2回委員会での評価に備え、事前に各委員においてそれぞれ、1から5までの5段階で評価を行っていただきます。なお、事業計画書の記載内容だけで、「確認事項」を満たしているかどうかの判断が行い難い場合や、疑問点がある場合等は、申請団体によるプレゼンテーションの場で、質疑等を行っていただき、ご確認、ご判断いただくものとなります。そのうえで、まず、パターン①と記載しておりますが、「確認事項」を満たしているとは判断された場合でございます。本市が求める基礎的事項である「確認事項」を満たしている場合は、まず、基礎点の「3」の評価であることが確定します。続いて、「加点事項」に該当するかどうかのご確認、ご判断をいただくこととなります。「加点事項」とは、申請団体の提出する事業計画書において、「確認事項」を上回る提案がなされている場合に加点するための目安となる事項でございます。資料右下の角の丸い赤い四角で囲んでいる列に記載しております。申請団体の事業計画書において、この加点事項の内容をすべて満たす提案が行われている場合、例えば、①経営方針において、1～4の加点事項がすべて満たされている場合は「5」の評価となり、一部が満たされている場合は「4」の評価となるものです。4ページをご覧ください。次に、パターン②としまして、「確認事項」を満たしていない場合の取り扱いでございます。「確認事項」を満たしていない場合は、「3」の評価とはならず、「5」や「4」の評価にもなりません。減点評価である、「2」または「1」の評価のご判断をいただくものとなります。それぞれ、「2」の評価は、「確認事項」についての記載があるものの、内容に不明確な点がある場合、また、「1」の評価は、「確認事項」についての記載がない、または、確認事項が求める内容をまったく理解していない記載が1項目でもある場合としております。ただし、例えば、申請団体のプレゼンテーションで、内容が不明確な部分が明確になった場合など、「2」の評価と思われていたものを「3」の評価に変える等のご判断をいただくことも想定されるものとなります。

5ページをご覧ください。行程③といたしまして、申請団体によるプレゼンテーションを経て、各委員において1から5までの5段階で評価を行っていただき、その内容を事務局にて取りまとめさせていただきます。なお、参考としまして、各委員による評価表のイメージを記載しております。評価表には、それぞれ評価の理由を記載いただく欄がございますので、選定委員会において委員の皆様でご議論、ご発言いただく際にご活用いただければと考えております。6ページをご覧ください。最後に、行程④といたし

まして、第3回委員会で、各委員による評価結果の集計表をお示しさせていただきます。委員の皆様にはその結果をもとにご議論いただきながら、要求事項ごとに、「1」から「5」までを0.5刻みとした9段階で、選定委員会の評価をご決定いただきます。資料下段の、「評価集計表（内容審査）イメージ」の表をご覧ください。

表の右半分を見ていただきますと、1つの申請団体に対する、各委員AからEまでのそれぞれの評価と、それらの平均を記載しております。その右側には、平均により算出した仮の評価としまして、「委員会としての評価及び得点（仮）」を記載しております。この結果を踏まえ、要求事項ごとに委員会としての評価を、合議によりご決定いただきます。委員会としての評価が確定しましたら、事務局において、要求事項ごとの「配点」に、評価に応じた乗率をかけ、要求事項ごとの「得点」と、内容審査の合計得点（60点満点）を算出します。内容審査の手順については、以上となります。

7ページをご覧ください。「2. 指定管理料」の額につきましては、提案された指定管理料の額が、調査基準価格と同額であった場合の得点を満点の40点とし、資料に記載の計算式により得点化を行います。提案額が上がるにつれて減点し、上限額と同額であった場合の得点は、満点の50%（20点）となります。ただし、調査基準価格に満たない額での提案がある場合、最も低い提案額（数値的判断基準値を上回るもの）を満点として、計算式の「調査基準価格」を「最低価格」に置き換えて得点化を行うこととしています。ここで調査基準価格についてですが、その下の「【参考】調査基準価格と数値的判断基準値」の図をご覧ください。申請団体は、公募の際に市が設定して示す「提案上限額」を下回る指定管理料を提案することとしており、提案額が提案上限額を超える場合は、失格となります。調査基準価格は、今回のこの施設については、提案上限額に対し85%とする予定ですが、この額に満たない提案があった場合は失格になるわけではないものの、当該提案額で適正な業務履行が可能かどうか、選定委員会において審査することとしています。これまでの実績上、調査基準価格を下回る提案がなされたことはごく稀ですので、審査方法については必要となった場合に改めてご説明します。調査基準価格については選定が終わるまで非公表としておりますので、ご留意くださいますようお願いいたします。また、申請団体の提案額の平均の85%の金額を「数値的判断基準値」とし、提案額がその額に満たない場合、失格となります。数値的判断基準値については、「募集要項（案）」にも記載しております。以上の考え方により、指定管理料を得点化します。

最後に、「3. 総合評価」ですが、内容審査の得点（60点）と指定管理料の額に対する得点（40点満点）を合算した総合評価点及び順位を記載した「評価結果」を委員会で確認し、最終決定をいただきます。以上が、審査、評価に係る大まかな流れとなります。

次に、**資料6**にお戻りいただけますでしょうか。4ページから7ページにかけての「事業計画に関する内容審査」の表をご覧ください。各種要求事項に係る確認事項については、先ほど、「募集要項（案）」の中でご説明しましたものと同じ内容となっております。配点について説明をします。資料4ページをご覧ください。1-①「団体の経営方針」が5点、1-②「指定管理者の指定を申請した理由」が2点、1-③「経営の継続性・安定性」が2点としており、1.「申請団体の経営方針等に関する事項」の合計を9点

	<p>としております。5ページをご覧ください。続いて、2-①「施設の現状に対する考え方及び将来展望」が6点、2-②（ア）「施設運営全般に関する提案」が8点、2-②（イ）「事業実施・改善に関する提案」が12点としており、2.「施設の経営方針に関する事項」の合計を26点、全体の約40%のウエイトとしております。当該項目は、施設の設置目的を踏まえて、総合福祉会館の課題等の現状を適切に認識し、利用者満足度の向上や利用者数等の増加を図る具体的な提案をいただき、実践されることで、高い市民満足度を生み出すことにつながると考えており、高いウエイトとさせていただいております。具体的な確認事項といたしましては、6ページ「22. 会館福祉事業に関して、施設の設置目的に合致した講座等の提案がされている」、「23. 水泳教室開催事業に関して、障害者（児）または高齢者等に配慮した提案がされている」とし、施設の設置目的に合致した講座等の提案されていることを基準とし、同表右側の加点項目にて、その提案された指定管理事業が「具体的に提案され、実現性が高く効果的な内容となっている」場合は加点項目といたします。また、下に記載しておりますとおり、指定管理事業以外の項目の加点事項として、「本施設の設置目的に合致し、施設の利用促進や利便性向上につながる自主事業（イベント・各種サービス）が具体的に提案され、実現性が高く効果的な内容となっている」を項目としております。次に、6ページをご覧ください。3-①「施設の管理全般に関する提案」が8点、③-②「環境への配慮に関する提案」が2点としており、3.「施設の管理に関する事項」の合計を10点としております。資料中程、確認事項「25. 適正な人員配置が提案されている」については、今回の募集から、民間事業者がノウハウを活かし人員配置が提案できる性能発注方式とすることから、適正な人員配置が提案されていることを基準とし、右上に記載しています「本市が提示した管理運営体制以上の提案で、かつ労働関係法令等を遵守した内容となっている」ことを加点項目としております。</p> <p>次の項目に移ります。4.「情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項」、次ページ5「緊急時における対策に関する事項」、6.「その他」をそれぞれ5点として、事業計画全体で60点となります。「選定基準（案）」についての説明は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただいま説明のありました選定基準の内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">＜質問・意見等なし＞</p> <p>こちらの内容でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p> <p>それでは、本件については、ただいま説明のありましたとおりの案を了承します。</p> <p>次に、「案件（4）プレゼンテーションの実施方法について」を議題とします。本件について、事務局の説明を求めます。</p>

＜案件（４）プレゼンテーションの実施方法について＞

事務局

プレゼンテーションの実施方法については、資料7「第2回枚方市立総合福祉会館指定管理者選定委員会の進行について」をご覧ください。

まず、日時でございますが、9月25日木曜日、午前9時から、場所は、枚方市役所別館4階第4委員会室でございます。申請団体が少ない場合は、開始時間を遅らせるなど調整する場合がありますので、ご了承ください。

次に、プレゼンテーションの全体スケジュールでございますが、まず、プレゼンテーションに入ります前に、評価方法についてご確認いただいた後、評価の観点や考え方等、共有すべき認識などについてご協議いただいたうえで、申請団体のプレゼンテーションに入っていただいております。プレゼンテーションの時間でございますが、1団体につき、準備の時間を除いて10分間、また、プレゼンテーション後に15分程度の質疑時間を見込んでおり、申請団体退室後に、事務局への質疑等を行っていただいております。申請団体が複数の場合、プレゼンテーションの順番につきましては、申請受付順とさせていただきます。また、申請団体が1団体のみであった場合のスケジュールについて、事務局から提案がございます。本委員会の開催日程については、当初、全3回とご説明させていただいておりますが、申請団体が1団体のみであった場合は、本来、第3回の委員会で予定をしております評価、合議、答申について、次回の第2回選定委員会のプレゼンテーション後に行っていただくことも可能と考えております。この場合、第3回で行う予定の合議・答申には1～2時間程度必要ですので、第2回と第3回をまとめて1回で行うと、合計3～4時間程度かかる見込みでございます。なお、第2回にご答申いただきますと、第3回の委員会は開催しないということになります。

もちろん、1団体のみであっても当初の予定どおり第2回ではプレゼンテーションのみを行い、その後第3回の委員会を開催して合議・答申を行っていただくことも可能です。いずれにするかは、皆様のご希望によりご決定いただければと考えております。説明は以上です。

会長

ただいま事務局から説明がありました内容について、委員の皆さんの意見をお伺いします。

まず、プレゼンテーションについては、事務局から説明があったとおりの手順で、申請団体によるプレゼンテーションを実施するという内容でしたが、その内容でよろしいでしょうか。

＜質問・意見等なし＞

ご異議ございませんでしょうか。

＜異議なし＞

続いて、仮に申請団体が1団体のみだった場合、評価や集計に係る時間を考慮しても、第3回委員会に行う予定の内容を含めて行ってしまえるのではないかとということで、第

	<p>2回で合議・答申まで行い、第3回委員会は開催しない。そういった開催方法が考えられます。ただし、この場合は、3～4時間程度必要になる。</p> <p>あるいは、1団体のみであっても予定どおり第2回と第3回を分けて開催することも可能ということです。委員の皆さん、いかがでしょうか。委員の皆様はお忙しい方ばかりですので、回数を減らしたいとお考えの先生もいらっしゃるかと思います。また、一方で当初から全3回の委員会ということで、すでに予定を組まれた委員の方もいらっしゃると思います。また、どちらでも構わないというお考えもあると思います。皆様方の意見を集約して申請団体が1団体の時の進め方を決めたいと思います。</p> <p>各委員の意見を簡単に結構ですでお聞かせ願います。</p>
委員	<p>どちらでも大丈夫ですが、皆さんの手間が省けるのであれば、1回減らしても良いのかと思いました。</p>
委員	<p>私も1回で集約して実施していただければ、良いと思っております。</p>
委員	<p>私もどちらでも良いのですが、1回で済むのであればそれに越したことはないですが、ただ、事務局の負担といいますか、大丈夫であることを確認のうえでお願いをしたいです。</p>
委員	<p>私も1回で集約していただければ、まだ記憶も新しく色々やりやすいと思いますので良いと思いました。</p>
会長	<p>皆様ありがとうございました。私もどちらでも良いという意見でございますので、そうしましたら、申請団体が1団体のみの場合は、1回でまとめて答申まで行い第3回は開催しないということによろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p> <p>それでは、次に、「案件（5）その他」の事項について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>＜案件（5）その他＞</p>	
事務局	<p>その他といたしまして、まず繰り返しになりますが、今後の予定につきましては、本日の委員会が終わりましたら、募集要項・仕様書等をホームページで公表し、申請期間中に申請団体が事業計画書等を提出してまいります。その申請状況等につきまして、委員の皆様にもメール等でご報告させていただくとともに、申請団体から提出された事業計画書等の書類につきましては、郵送で皆様にお届けさせていただきます。その際、参考資料5「評価メモ」を事務局の方で作成し、一緒に送付させていただきます。この「評価メモ」についてですが、これは、各団体から提出された書類をもとに作成しますので、本日の資料はイメージとしてご覧いただければと思いますが、内容としましては、団体からの申請書類に添付いただく「(別紙1) 事業計画確認事項一覧」の内容に、「評価メモ」欄を加えたものでございます。委員の皆様には、申請団体の事業計画書の内容確認や、書面上の事前評価を行っていただくとともに、疑問点等につきまして、メモ書きするなどご活用いただき、次回のプレゼンテーションでの申請団体に対するご質問、ご確認に備えていただければと考えております。</p> <p>また、次回の委員会後、委員の皆様から評価をご提出いただく際、施設の選定にあたっての評価コメントをいただきたいと考えておりまして、この「評価メモ」は、その際</p>

	<p>の参考資料にもしていただけるものと考えております。</p> <p>なお、申請団体が1団体であった場合でも、審査、評価は行っていただき、当該団体が指定管理者として適当かどうか、最終的に合議、答申いただくこととなるものでございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、申請団体の応募状況を含めまして、本委員会の審議内容につきましては、ご答申をいただいてから公表することとなっております。誠に恐縮でございますが、ご留意いただければと存じますので、あわせまして、よろしくお願いいたします。</p> <p>資料の説明は、以上です。</p> <p>最後に、繰り返しになりますが、次回の「枚方市立総合福祉会館指定管理者選定委員会」は、9月25日木曜日、午前9時から、市役所別館4階の第4委員会室にて開催させていただきたいと考えております。申請団体が少ない場合は、開始時間を遅らせるなど調整する場合がありますので、その際は改めてご連絡をさせていただきます。</p> <p>また、施設の現地視察につきまして、委員の皆様の中でご希望の方がいらっしゃいましたら、日程を調整させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">＜希望なし＞</p> <p>もう一点、本日の資料につきましては、次回の委員会の際にお手元にご用意いただきますようお願いいたします。以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただ今の説明について、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">＜質問・意見等なし＞</p> <p>ご質問、ご意見等ないようですので、以上で、本日の日程はすべて終了しました。よって、「第1回枚方市立総合福祉会館指定管理者選定委員会」を閉会します。委員の皆様には、本委員会の運営にご協力をいただき、誠にありがとうございました。</p>